

平成20年6月6日
自動車交通局

<問い合わせ先>
自動車交通局技術安全部
自動車情報課 岩田、坂本、宮本
TEL03-5253-8111 (内線 41146,42102)
TEL03-5253-8588 (直通)

自動車登録情報の電子的提供開始1ヶ月の利用状況等について

1. 制度の概要

- ・ 自動車の登録情報は、以前より、紙の車検証のイメージで見られる「登録事項等証明書」として運輸支局等の窓口で交付しておりましたが、近年の情報技術の進展により、自動車ユーザー等から、より簡便な車両情報の取得・利用が可能な電子的な方法による提供が求められてきました。
- ・ これを受けて、昨年11月18日に施行された改正道路運送車両法により、登録情報提供機関を通じて自宅、会社内でインターネット等と接続したパソコンにより簡便に確認・利用できる「自動車登録情報の電子的提供」制度が創設されました。
- ・ 本制度の運用を開始するにあたり、財団法人自動車検査登録情報協会（自検協）が1月30日に登録情報提供機関となり、2ヶ月の準備期間の後、平成20年4月1日より本制度の運用を開始いたしました。
- ・ 4月1日からの1ヶ月間の利用状況等は以下のとおりです。

○これまでの経緯

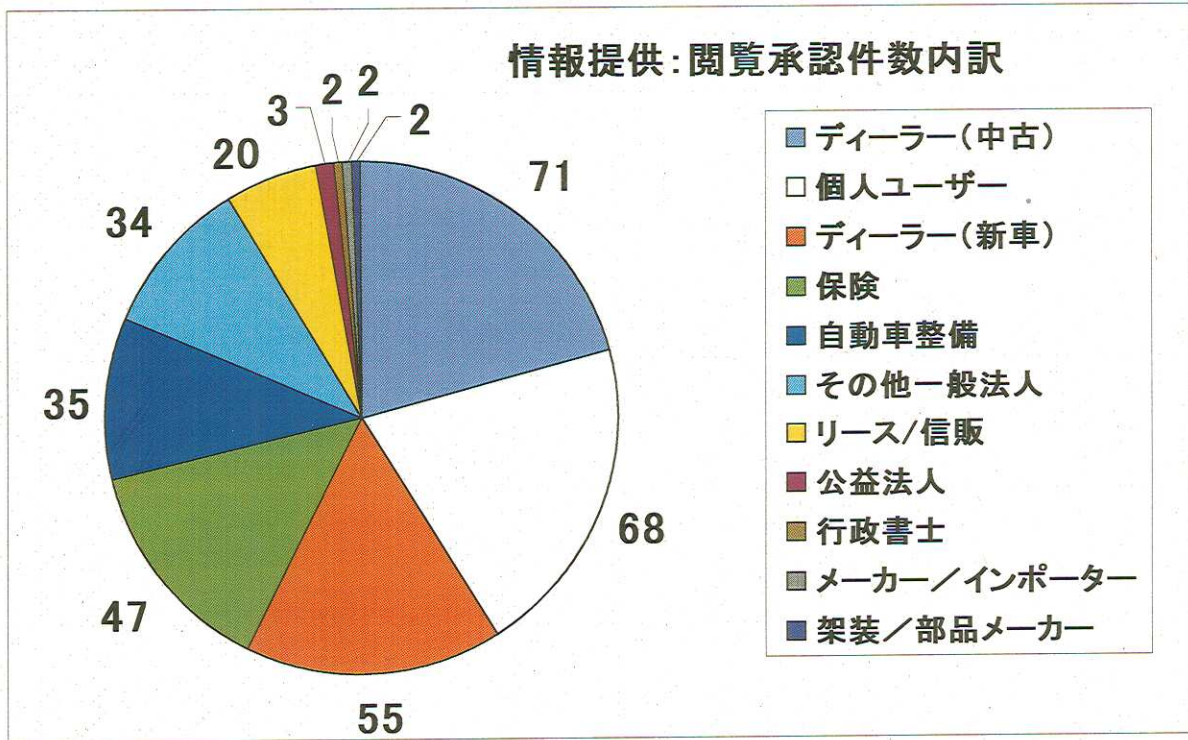
- * 平成18年 5月19日 道路運送車両法改正（電子的提供制度の創設）
- * 平成19年11月18日 改正道路運送車両法施行
（個人情報保護の観点から登録事項等証明書発行の際に登録番号、車台番号及び本人確認を開始）
- * 平成20年 1月30日 自検協を登録情報提供機関に登録
- * 平成20年 4月 1日 登録情報提供制度の運用開始

2. 利用状況

(1) 閲覧

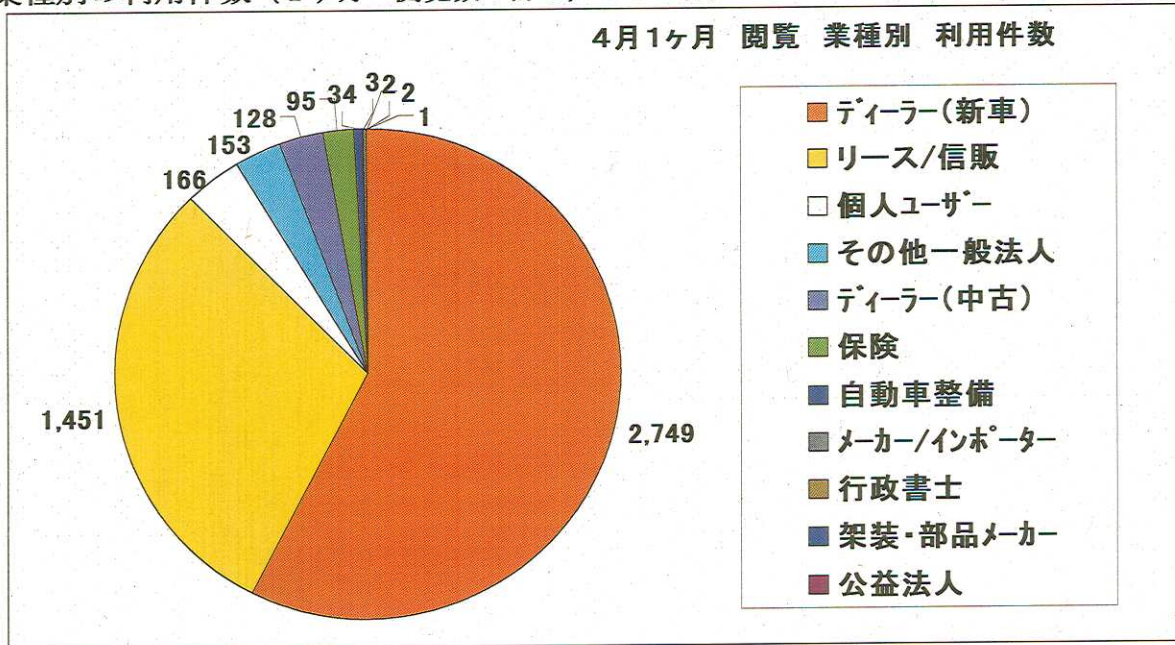
「閲覧」とはユーザーが自宅、会社等に居ながらインターネット接続されたパソコン等により、登録情報提供機関のホームページに直接アクセスをすることにより、紙の車検証と同じイメージを1件につき1画面で見られる登録事項等証明書（現在証明書）相当の内容を閲覧することが出来るサービスです。

①業種別の利用申込者数（1ヶ月利用承認件数：339者承認）



平成20年4月の1ヶ月間の利用承認数は339件であり、内訳は中古車ディーラー21%、新車ディーラー16%、保険会社14%、自動車整備会社10%、自動車リース会社6%など自動車業界の法人が7割程度を占め、また、個人ユーザーの中では自動車販者、保険代理店など法人の中での特定の個人名で申請している場合等も含まれているため、ほぼ自動車業界の各分野から利用申込されていると見られる。

②業種別の利用件数（1ヶ月 閲覧数：計4,784件）



③ 目的別の利用形態

(単位：件)

区分	ディーラー (新車)	リース/ 信販	個人 ユーザ	その他 一般 法人	ディー ラー (中古)	保険	自動 車 整備	メーカー/ インボ ーター	行政 書士	架装/ 部品 メーカー	公益 法人	合計
1 保険(自賠・任意)契約関係手続の確認	7	3	41	2	11	89					1	154
2 リース契約関係手続の確認	1	744		17			23					785
3 割賦販売契約関係手続の確認	1	3										4
4 売買契約関係手続の確認	10	5	2	2	60							79
5 オークション出品車両の登録事項の確認	38	11	4	20	12		4					89
6 登録・検査関係手続の確認	2,351	677	87	106	23		3	2				3,249
7 リコール対象車両の登録事項の確認	9		1				1	1		2		14
8 法令に基づく事務又は業務の遂行	3	3		1	18							25
9 車両諸元の確認	15	5	29	3	3	6	2		2			65
10 流通実態等の調査	314		2	2	1		1					320
合計	2,749	1,451	166	153	128	95	34	3	2	2	1	4,784

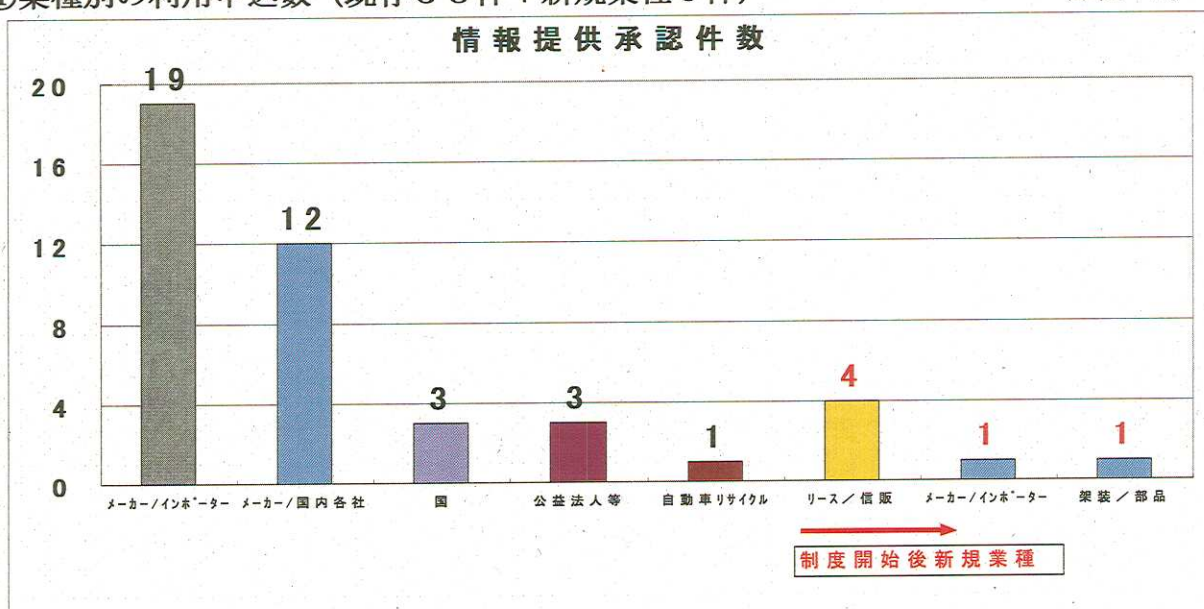
利用形態を見ると全体として各分野ともに「自動車の登録・検査関係手続の確認」が支配的。各分野とも「オークション出品車両の登録事項の確認」のために利用していることや、新車ディーラーでは流通実態の調査に使用していること、「リース契約関係手続の確認」はリース業界だけでなくリースに係る自動車整備等の分野で利用されていることも特徴的。閲覧画面は車検証のイメージで見られることもあり、利便性が周知されれば、今後の利用拡大に期待。

(2) 「情報提供」

情報提供とは、国土交通大臣から提供を受けた登録情報をユーザーのニーズに応じて編集・加工し、電子データとして(一括証明書相当の内容)取得することができるサービスです。

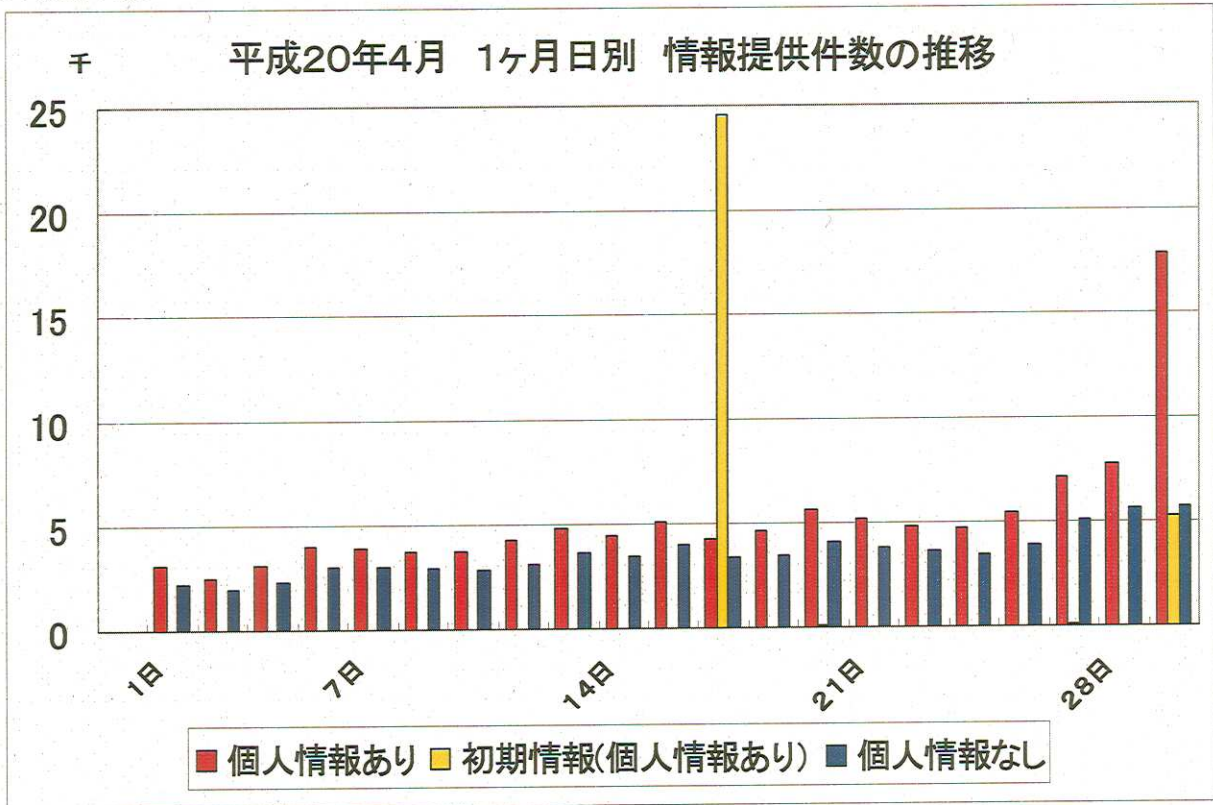
① 業種別の利用申込数 (既存38件+新規業種6件)

(単位：件)



情報提供の利用に際しては、通常、恒常的に情報提供を利用するのに必要なハード、ソフト、セキュリティ、操作人員の確保や専用回線など所用の設備投資が必要なこともあり、スタート時1ヶ月間の利用申込は少ない。既存承認機関は以前より情報提供を受けているところでもあり、比較的スムーズに制度の移行ができた。今後、設備投資などが整ったところより、徐々に拡大していくと見られる。

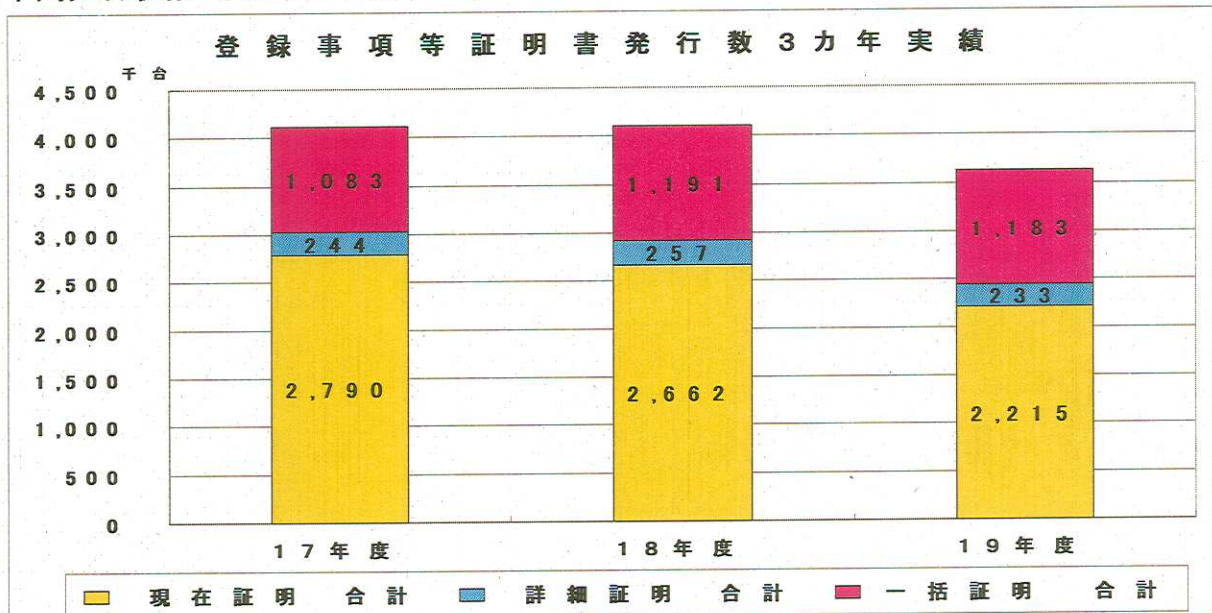
②利用件数



「個人情報」とは情報提供に際して、所有者情報、使用者情報、登録番号及び車台番号の提供の有る無しの別であり、どちらも利用件数は開始1ヶ月で限られているものの、増加傾向にある。なお、瞬間最大的に数値が上がっている理由はリース会社等が自社車両の検索のため4半期末時点での登録情報を一括して提供する「初期情報」の利用があったためである。

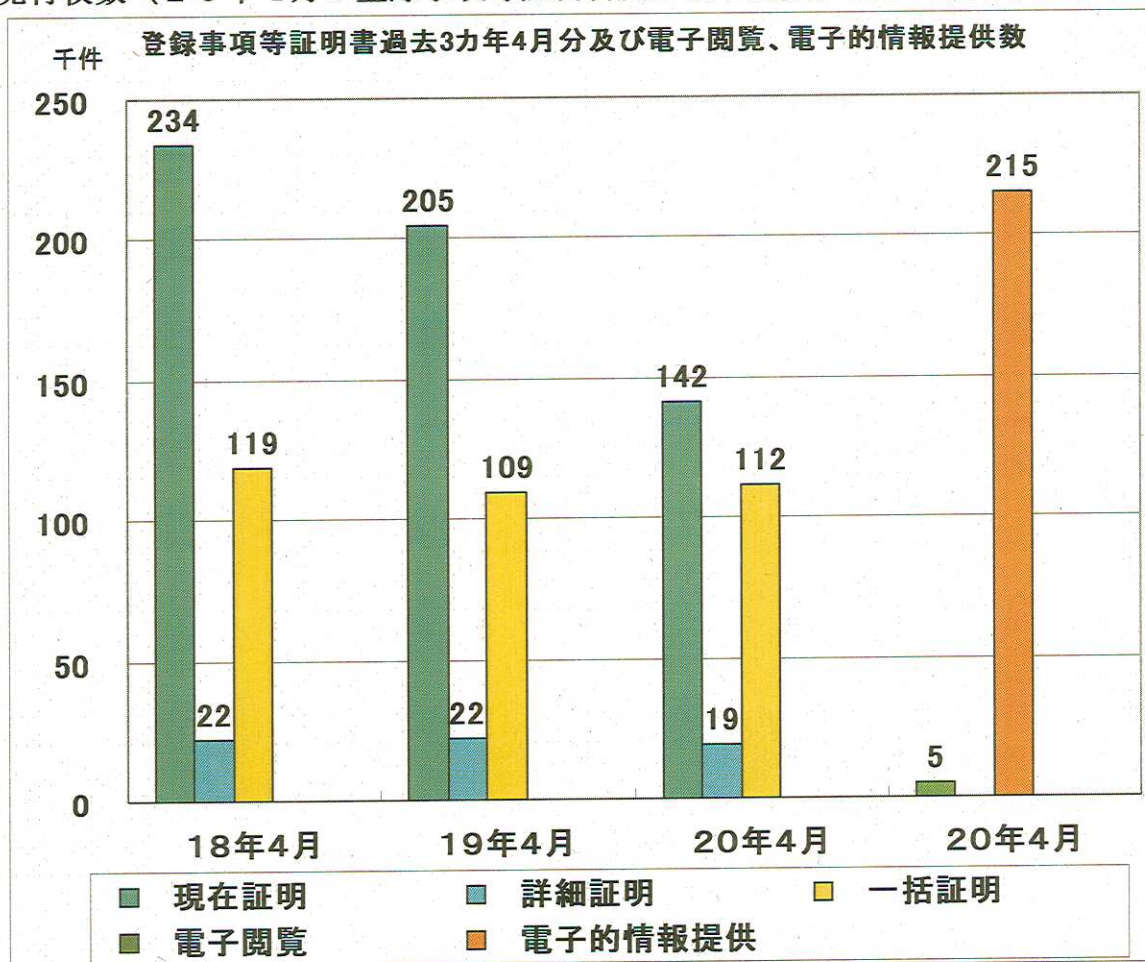
3. 従来の紙による登録事項等証明書

①年間発行枚数（過去3年間）



「登録事項等証明書」は自動車登録の民事的所有権の効果を具現化するため自動車登録ファイル記録の所有権関係を公開する制度として紙の車検証のイメージで作成、交付されるものである。「登録事項等証明書」の交付にあたっては、従来、自動車登録番号のみで交付できたことから犯罪に悪用する等の不正な行為が見受けられるようになったため、平成19年11月18日の法施行により、個人情報保護対策の観点から原則、自動車登録番号と車台番号の両方記載で請求、請求者の本人確認、請求事由の明示等の改正を行ったことなどにより、前2年度分より現在証明（自動車の現在情報）が2割程度減少したものと考えられる。

②月間発行枚数（20年4月の登録事項等証明書及び電子閲覧、電子的情報提供数）



20年4月の1ヶ月分の登録事項等証明書発行枚数については、電子閲覧及び電子的情報提供を開始したことにより、昨年同月に比べて3割ほど、減少しており、移行が進んだものと思われる。